

東弁2019人権第622号
2020（令和2）年3月27日

警視庁竹の塚警察署

署長 鈴木宏昌 殿

東京弁護士会

会長 篠塚 力

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人Tからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、相手方である貴署に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

申立人が、平成23年1月23日、公務執行妨害被疑事件で取調べを受けていた際に、特定の弁護士の名前を挙げてその弁護士を呼ぶよう求めたにもかかわらず、この求めに応じなかった貴署の行為は、申立人の弁護人依頼権を著しく侵害したものであるから、今後、被疑者から弁護士への連絡の要請があったときには直ちに連絡を取るよう警告する。

第二 警告の理由

一 認定した事実

ア 申立人は、平成22年12月3日、現住建造物等放火、殺人の被疑事実により、相手方所属の警察官によって通常逮捕され（以下、この事件を「本件放火殺人事件」という。）、同日から、相手方留置施設に収容された。

イ 申立人に対する現住建造物等放火、殺人の被疑事件については、A及びB

弁護士が弁護人に就任した。

ウ 同日午後0時10分ころ、申立人は、相手方所属の留置係員であるC警部のネクタイをつかんで引っ張ったとして公務執行妨害の嫌疑で現行犯逮捕され（以下、この事件を「本件公務執行妨害事件」という。）、同日午後0時15分、相手方の取調担当官であったD警部補（刑事組織犯罪対策課所属）のもとに引致された。

エ D警部補は、相手方の取調室において、弁解録取書の作成に際し、申立人に対して、公務執行妨害の嫌疑で逮捕されたこと、犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知をした後、当時、申立人が筆談により意思を伝えていたことから、白紙のA4用紙に、箇条書きで、上から順に「1 住所」、「2 職業」、「3 氏名」、「4 生年月日」と記載し、同用紙とボールペンを申立人に差し出し、それぞれについて質問したところ、申立人は、「4 生年月日」の下付近に「黙秘」と記載し、その下に、「A、Bを呼べ」「弁護士を呼べて朝から言ってんだろ？」などと記載した。

また、D警部補が、続いて、公務執行妨害として逮捕されたことについて弁解はあるか尋ねたところ、申立人は、「俺はメシくっていただけ」「正当防衛」と記載した。

オ D警部補は、申立人が筆談した内容を記載した弁解録取書を申立人に読み聞かせて、閲覧させようとしたが、申立人は反応を示さず、弁解録取書の閲覧及び署名押印を拒否した。

カ D警部補は、更に、申立人の身上関係や本件公務執行妨害事件の事実関係について取調べをしようとしたものの、申立人は、目をつぶって下を向き、また、顔や体を横に向けるなどして取調べに応じず、「黙して語らず。」旨記載した供述調書の閲覧及び署名押印も拒否した。

キ D警部補は、同日午後1時55分ころ、取調べを終了した。同警部補が、A弁護士とB弁護士のいずれにも連絡を取ることはなかった。

ク 申立人は、取調べ終了後、留置係員から、弁護人選任について確認されたため、当番弁護士に連絡するよう申し出て、当番弁護士と接見した。

ケ 申立人は、同日、本件公務執行妨害事件について、検察官への送致前に釈放された。

二 人権侵害性

憲法34条前段は、「何人も、…直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、拘留または拘禁されない」と定めるが、これは単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである（最大判平成11年3月24日・民集53巻3号514頁）。

そして、勾留されている被疑者が取調官に対して弁護士を呼ぶことを求めていたにもかかわらず、取調官が弁護士に連絡を取らないことは、被疑者が弁護人から援助を受ける機会を持つことを阻害したことにほかならず、憲法34条前段、刑事訴訟法39条に反する重大な違法があるというべきである。

また、被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人の選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である（最三小判平成12年6月13日・民集54巻5号1635頁）。

本件においては、申立人は、現住建造物等放火、殺人の被疑事実により通常逮捕されていた者ではあるが、公務執行妨害罪の被疑事実では逮捕されたばかりであり、その後の接見は同罪に関して初回の接見となるものであった。そして、取調べの冒頭で、D警部補に対して「A、Bを呼べ」と明確に接見を要望していた。これは逮捕直後の初回接見の申入れであるから、直ちに指定された

弁護士に連絡すべきである。

ところが、D警部補は、申立人の要望を無視して弁護士に連絡を取らないまま取調べを行ったというのであるから、D警部補の対応の違法性は明らかであり、かつ、極めて重大である。

本件では、取調べ終了後に、申立人が留置係員に依頼して当番弁護士と接見したという経緯があることから、違法性が低いようにも考えられなくはない。

しかしながら、被疑者が連絡を取ってほしいと要望した時点で、被疑者本人が望んだ弁護士に連絡するのでなければ、被疑者は意思疎通ができる弁護士と速やかに接見できるという安心感がないまま取調べを受けなければならなくなるのであって、そのこと自体がすでに弁護人選任権の侵害になっている。

したがって、取調べ終了後に、申立人が求めたA及びB弁護士以外の弁護士に連絡を取ったところで、弁護人から援助を受ける機会を阻害したことが治癒されるものではない。

したがって、D警部補が、申立人が接見を希望した弁護士に直ちに連絡を取らなかったことは、憲法34条前段、刑事訴訟法39条に反する重大な違法がある。

三 結論

以上のとおり、申立人から弁護士を呼ぶよう求められたにもかかわらず、これに応じなかったというD警部補の行為は明らかに申立人の弁護人依頼権を侵害しているものであり、その侵害の程度は極めて重大である。

したがって、D警部補が所属する相手方に対して頭書のとおり警告する。

以 上